

## 議案第 1 1 号

鶴ヶ島市の環境を保全する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市の環境を保全する条例（平成 1 1 年条例第 1 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

### 提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、文言の整理等をしたいので、この案を提出するものである。

## 鶴ヶ島市の環境を保全する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市の環境を保全する条例（平成１１年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「同条第９項」を「同条第１６項」に改める。

第６条中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第１号中「第４条第１項又は第２５条の３第１項の規定により事業計画の認可を受けた区域及び集合排水処理施設による生活排水処理計画を有する区域」を「第２条第８号の処理区域及び同法第５条第１項第５号の予定処理区域」に改める。

第８条中「都市緑地保全法（昭和４８年法律第７２号）第２条の２第１項」を「都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第４条第１項」に改める。

第３９条中「埼玉県動物の保護及び管理に関する条例」を「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に改める。

第４９条及び第５０条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- １ この条例は、令和７年６月１日から施行する。ただし、第２条第４号、第６条、第８条及び第３９条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- ２ この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- ３ この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。